

令和 7 年度「国際性に富む人材育成留学事業」
(令和 8 年度派遣生の募集・選考に係る業務) 委託に係る企画提案応募要領

この要領は令和 7 年度「国際性に富む人材育成留学事業」(令和 8 年度派遣生の募集・選考に係る業務) 委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 事業の目的

資源が少ない島嶼県沖縄が発展する最大の拠り所は人材であり、アジアをはじめ世界との交流を通じて、グローバルスタンダードの知的水準を具備した人材の育成を図ることは極めて重要である。高校生は異文化体験を通して視野を広めることにより、21 世紀の振興発展、学術、文化及び国際交流の推進を担う国際性豊かな人材となることが期待されている。このような目的達成のため、人材育成を長期にわたり計画的に実施する必要がある。

2 企画提案に付する事項

(1) 委託事業名

令和 7 年度「国際性に富む人材育成留学事業」(令和 8 年度派遣生の募集・選考に係る業務) 委託

(2) 事業実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 事業内容

企画提案仕様書(別添 1)のとおり

(4) 委託料上限額

9, 572, 000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案仕様書(別添 1)の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

3 企画提案の手続きに関する事項

(1) 参加要件

本事業は、沖縄県が企業、NPO 等の単独法人又は複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という)に委託して実施する。

委託に当たって企画提案を募集するが、これに参加できる者は、次のア～キの要件をすべて満たす単独法人またはコンソーシアムとする。

なお、要件エについては資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。

イ 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条第2項（昭和47年7月20日告示第69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと

カ 沖縄県内に事業所を有し、県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること

キ 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する第1種旅行業務の登録がされていること。

ク 高校生の留学に関して実績のある者であること

（2）企画提案応募要領等の配布

ア 方 法：沖縄県ホームページ及び沖縄県教育委員会ホームページより配布

イ 掲載期間：決裁日～令和7年7月18日（金）

（3）担当課

沖縄県教育庁県立学校教育課（普通教育班 大城 直樹）

所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL : 098-866-2715 FAX : 098-866-2718

E-mail ooshinok@pref.okinawa.lg.jp

※連絡の際の件名は「国際性に富む人材育成留学事業 企画提案」とすること。

(4) 質問の受付及び回答

ア 受付期限：令和7年7月14日（月） 16:00まで

イ 質問方法：質問票（様式任意）に必要事項を記入のうえ、上記メールアドレス宛てに電子メールで送信すること。

ウ 回 答：令和7年7月15日（火）までに質問者に電子メールで回答するとともに、質問と回答内容は、教育委員会ホームページにて公開する。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案応募申請書（別紙）様式1（原本1部）

②団体概要表（別紙）様式2

③実績書（別紙）様式3

④コンソーシアム協定書（別紙）様式4

⑤企画提案書（A4判とする）

※様式は任意であるが、以下の項目について提案すること。

- ・令和7年度の募集・選考、令和8年度から令和9年度の派遣、滞在、帰国までの対応について提案すること。
- ・選考試験の内容や評価方法について提案すること。
- ・具体的な派遣国について提案すること。

⑥派遣人数30人を想定した

令和7年度の経費見積書（別紙）様式5

令和8年度、令和9年度の経費見積書（別紙）様式6、様式7

⑦派遣人数20人を想定した

令和7年度の経費見積書（別紙）様式8

令和8年度、令和9年度の経費見積書（別紙）様式9、様式10

※②～⑦については、10部（原本1部、写し9部）ずつ提出すること。（④は該当する場合のみ）

イ 企画提案書等の体裁について

原則としてA4版縦置きとする。（ただしグラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、適宜工夫してもよい。）

ウ 提出方法

持参または郵送により、前記（3）の担当課に提出すること

エ 提出期間

令和7年7月16日（水）～7月18日（金） 16:00まで

ただし、郵送する場合は、封筒に「企画提案書」在中の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方式により、期限までに到達するように送付すること。

4 企画提案プロポーザルに関する事項

(1) 日 時 令和7年7月24日(木) 9:00～12:00(予定)

(2) 場 所 沖縄県庁 13階 第1会議室

※ 応募者多数の場合は、県立学校教育課において書類による事前審査を行い、2者程度を選定し、令和7年7月25日(金)までに連絡する。尚、事前審査の内容等についての問い合わせには応じない。

※ 事前審査にて選定された業者は、上記日程のとおり、企画提案の審査を行う。

(3) 審査方法

ア 企画提案の審査は、企画提案審査基準に基づく評価により行う。

イ 企画提案書の内容、提案等を含め総合的審査の上、契約の相手方を決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書により通知する。

※審査の内容等についての問い合わせには応じない。

5 プロポーザル参加の辞退

企画提案応募申請書及び提案書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は辞退届(別紙)様式を提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続き

ア 県は企画審査の評価の結果、受託候補者を決定したときは、改めて業務仕様書を作成した上で契約の相手方から見積書を徴し、沖縄県財務規則第137条の3(昭和47年5月15日規則第12号)に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わす。また、受託候補者が、契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

イ 県は契約の相手方が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなくてはならない。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

7 企画提案書の作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は提案者1者につき1提案のみを受け付けるものとし、提出期限後の差し替え及び撤回は認めない。
- (2) 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- (3) 前記2の(4)で示す委託料上限額を超える企画提案書は無効とする。
- (4) 企画提案仕様書に求められた内容に適合しない企画提案書は無効とする。
- (5) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とする。
- (6) 企画提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (7) 本事業の概要、企画提案書の作成等については、本要領の他、企画提案仕様書を参照すること。